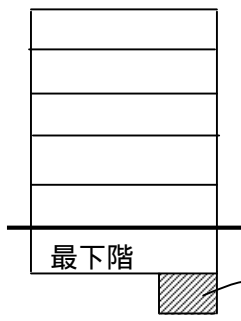


給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット



『タンクの周囲に保守点検専用の空間のみを有するものについては床面積に算定しない』

この規定において、床面積に算定しない部分は最下階の下の部分とする

ポンプ等があり用途が発生すれば全て機械室とみなして全て面積に算入する

機械式駐車場

最下層が床面積の算定が可能な場合は、床面積の算定をして、上層については1台につき 15 m^2 として算定する。

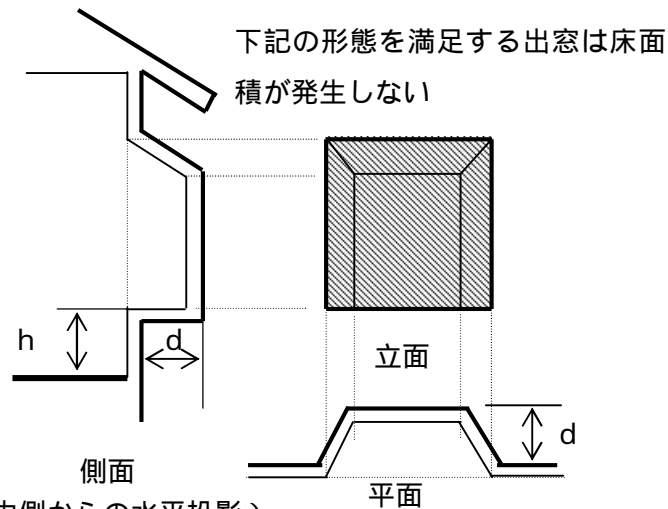
(最下層床面積 + (設置台数 - 最下層における台数) $\times 15 \text{ m}^2$)

機械式駐輪場


最下層が床面積の算定が可能な場合は、床面積の算定をして、上層については1台につき 1.2 m^2 として算定する

但し、サイクルラック等で自転車が平面的に交差ししないものについては最下層のみの算定でよい

出窓



下記の形態を満足する出窓は床面積が発生しない

凡例 ;  見付 (室内側からの水平投影)

d 500 (周囲の外壁面からの水平距離)

h 300 (下端の床面からの高さ) 見付面積の $1/2$ 以上が窓であること

備考

西宮市建築基準法取扱い基準 1
2010.04.01

建設省建築指導課監修 『床面積算定方法の解説』